

八代市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年1月29日（金）午後3時00分から午前3時36分

2. 開催場所 八代市役所仮設庁舎 東棟2階21号会議室

3. 出席委員（18人）

会長	1番	白石勝敏
	2番	中野敏憲
	3番	松本秀昭
	4番	萩本一浩
	5番	平野英明
	6番	光永信一
	7番	高野康喜
	8番	門田静子
	9番	中村道一
	10番	田口一廣
	11番	中村和人
	13番	杉本秀雄
職務代理者	14番	本田友治
	15番	吉永安圭美
	16番	萩本厚生
職務代理者	17番	内田孝光
	18番	深田 智
	19番	寺田 浩

4. 欠席委員（0人）

5. 出席推進委員（15人）

福島正一
中西千代志
宮本貞義
渡邊康之
吉田寛美
橋本一郎
瀬本浩和
林田孝介
山口辰也
増田武夫
上原 誠
村上寿啓
長井三規
黒田浩一郎
松田林一

6. 議事日程

- 第1 議案第56号 農地法第3条（委員会）について
- 第2 議案第57号 農地法第4条（知事）について
- 第3 議案第58号 農地法第5条（知事）について
- 第4 議案第59号 基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）について
- 第5 議案第60号 【中間管理権：基盤法】基盤強化法第19条による農地中間管理権の取得（農用地利用集積計画の公告）について

7. 農業委員会事務局職員

局長	泉 宜孝
局次長兼係長	山本康博
参事	橋本周斉
参事	泉 正裕
主事	桑野 直
主事	平川祥子

8. 会議の概要

事務局長

皆さん、こんにちは。定刻となりましたので始めさせていただきます。

それでは着座で御説明致します。

熊本県の方では、県独自の緊急非常事態宣言が今現在も発令中でございます。それに伴いまして、今回も前回と同様、国、県が示した「新しい生活様式」を用いまして、総会の開催に関し、注意事項を申し上げます。

御発言につきましては、前回と同様、会場内1か所に設けておりますスタンドマイクの場所で、発言していただきます。

総会時間の短縮、議事録作成の観点から、簡潔明瞭に発言していただきます。

以上、委員の皆さま方におかれましては、大変、御不便をおかけしますが、御理解と御協力をお願い致します。

それでは、ただ今から1月の総会を開会したいと思います。

本日は、全員出席ということで、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

それでは、会議規則のとおり、会長に議長をお願いし、議事の進行をしていただきます。よろしく願い致します。

議長

皆さん、明けましておめでとうございます、と言いたいところですが、1月9日に〇〇〇〇さんが永眠されました。10日に通夜があり、私も参列しましたが、各委員さんや事務局職員や関係者等、多くの方が弔問に駆けつけて来られました。長年、農業委員会の委員として関わり、経験豊富な方でしたので、お亡くなりになられた知らせで、非常に残念な気持ちでいっぱいになりました。この場をお借りしまして、御冥福をお祈り致します。

また今年に入り、寒い日、暖かい日が交互にやってきますが、今日の総会は、非常に寒い日にあたりまして、皆様方に御出席いただき、大変ありがとうございます。

それでは、最初に、本日の議事録署名委員を指名します。14番 本田友治委員、15番 吉永安圭美委員にお願い致します。

それでは、議事に入ります。

議案書のとおり、進行しますので、よろしくお願ひします。

議案第56号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第56号、農地法第3条第1項の規定による所有権移転の許可申請について、議案書1ページの通り、付議致します。

今月の所有権移転申請は、贈与が1件ありました。地目は田、1万997平方メートルです。

内容につきましては、議案書記載通りです。これらは、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たす、と考えます。

御審議方よろしくお願ひ致します。

議長

ただ今、事務局から説明がありました案件につきまして、各担当委員さんから説明をお願いします。

1番、八代・松高。

推進委員

八代・松高地域担当の宮本です。1番について説明を致します。24日に萩本委員さんと現地確認を致しました。譲渡人は〇〇〇〇さん、譲受人は〇〇〇〇〇〇さんで、親子関係であります。

今回は、1万997平米、贈与となります。作物は、米とトマトを栽培されて、農機具も揃えておられます。〇〇〇さんは、作物作りに頑張っておられます。担当委員といたしましては、問題ないと思います。御審議よろしくお願ひ致します。

議長

以上の案件につきまして、皆さんから何か質問はございませんか。

(質問、意見なし)

議長

では、異議がなければ挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

挙手全員ということで、認めることと致します。よって、申請を許可致します。

議案第57号、農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第57号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、議案書2ページの通り、付議します。

今月の申請は4件で、その内容は、議案書記載の通りです。

事務局からは、農地転用許可の立地基準について、説明致します。

1番から3番までの案件は、都市計画の用途地域内の農地であるため、第3種農地に区分され、許可は可能と考えます。

4番の案件は、農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の小集団の生産力の低い農地であるため、第2種農地に区分され、土地の代替性がないことから許可は可能と考えます。

なお、2番と4番の案件は無断転用でしたが、追認許可を得るための始末書が添付されています。

次に、一般基準についても、農地転用の確実性や周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことなどから、許可は可能と考えます。

それでは、御審議方よろしくお願い致します。

議 長

ただ今、事務局から説明がありました案件につきまして、各担当委員さんから説明をお願いします。

1番、代陽・太田郷。

推進委員

太田郷担当の渡邊です。1番、2番について御報告申し上げます。

1月24日に、田口委員と共に申請地の方を、確認に行ってまいりました。

1番、松江町、八代東高等学校〇側に、申請地がありました。そこを所有しておられるアパート及び店舗の駐車場が、何分手狭となったので、そこを転用いたしまして、駐車場として使いたいとのことでした。何ら問題はないと思います。

続きまして2番、長田町、八代地域振興局〇側△△△メートルの地点にありました。昭和40年に借家3軒を造られ、そこを貸し出して、利用されておられました。

なお、今回、農地法の許可を得ていない、ということが判明いたしましたので、申請することとなったそうです。何ら問題はないと思います。

御審議方よろしく申し上げます。

議 長

3番、代陽、太田郷、お願いします。

10番

3番、宮地になりますが、予定がありましたので、私たちが確認に行ってみりました。

場所は西宮町、八代地域振興局〇側△△△メートルの地点で、〇〇〇東〇〇〇隣となります。アパートを3棟建てて、経営していきたい、とのことでした。何ら問題はないと思います。

御審議方よろしくお願ひいたします。

議長

4番、鏡、お願ひします。

推進委員

鏡担当の長井です。4番について御説明します。

1月24日に、現地を確認してまいりました。今回、〇〇さんが相続登記するにあたりまして、倉庫の一部の土地が、許可を得ずに造成、建築を行っていたことが判明したため、今回、申請することになりました。何ら問題ないと思います。よろしくお願ひします。

議長

以上の案件につきまして、皆さんから何か質問はございませんか。

(質問、意見なし)

議長

では、異議がなければ挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

挙手全員ということで認めることと致します。よって、申請を許可致します。

議案第58号、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第58号、農地法第5条の規定による許可申請について、議案書3ページから8ページのとおり付議致します。

今月の申請は所有権移転が19件、賃貸借権が1件、使用貸借権が1件、合計の21件で、内容につきましては、議案書記載の通りです。

それでは、最初に農地転用許可の立地基準について、説明致します。

1番の案件は、概ね10ヘクタール以上の広がりのある区域内にある農地のため、第1種農地に区分されますが、集落に生活居住する者の日常生活上必要な施設で、集落に

接続して設置されること、また、土地選定の代替性について、検討済みであることから、不許可の例外規定に該当し、許可は可能と考えます。

次に、2番から、次、4ページ、6番までの案件は、用途地域内の農地であるため、第3種農地に区分され、許可は可能と考えます。

次に、7番の案件は、上下水道の二管が埋設されている道路の沿道で、概ね500メートル以内に2以上の教育施設、医療施設がある農地のため第3種農地に区分され、許可は可能と考えます。

次に、8番の案件は、概ね10ヘクタール以上の広がりのある区域内にある農地のため、第1種農地に区分されますが、集落に居住する者の日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されること、また、土地選定の代替性について、検討済みであることから、不許可の例外規定に該当し、許可は可能と考えます。

5ページ、お願いします。

次に、9番から、次、6ページ、13番までの案件は、用途地域内の農地であるため、第3種農地に区分され、許可は可能と考えます。

次に、14番の案件は、JR新八代駅から概ね300メートル以内に位置する農地のため、第3種農地に区分され許可は可能と考えます。

次に、15番の案件は、JR新八代駅から概ね500メートル以内に位置する農地のため、第2種農地に区分されます。土地選定の代替性について検討済みであることから、許可は可能と考えます。

次に、16番の案件は、用途地域内の農地であるため、第3種農地に区分され、許可は可能と考えます。

7ページ、お願いします。

次に、17番の案件は、農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の小集団の生産力の低い農地で、第2種農地に区分されます。既存グラウンドを拡張するものであり、土地選定の代替地はなく、許可は可能と考えます。

なお、無断転用であったため、追認許可を得るための始末書が添付されております。

次に、18番及び19番の案件は、JR千丁駅から概ね300メートル以内に位置する農地のため、第3種農地に区分され、許可は可能と考えます。

最後に、20番及び8ページ、21番の案件は、農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の小集団の生産力の低い農地で、第2種農地に区分されます。土地選定の代替性について検討済みであることから、許可は可能と考えます。

なお、無断転用であったため、追認許可を得るための始末書が添付されております。

次に、一般基準について説明致します。

農地転用の確実性や周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことなどから、全ての案件が許可は可能と考えます。

それでは、御審議方よろしくお願い致します。

議 長

ただ今、事務局から説明がありました案件につきまして、各担当委員さんから説明をお願いします。

1 番、郡築。

推進委員

郡築地区の福島です。現地は、県道大牟田大鞘八代港線の郡築小学校と第七中学校の〇〇地点にあります。昨年も申請があった土地の、その隣の土地ですので、何ら問題はないと思われま

す。審議会の方、よろしくをお願いします。

議 長

2 番、八千把、お願いします。

推進委員

八千把担当の中面です。申請番号 2 番と 3 番について説明します。

2 番、3 番とも古閑中町の区画整理区域内の、〇〇〇〇〇の、区画割の造成地で、それぞれ個人住宅を建築したいといった申請になります。何ら問題がないと思いま

す。審議をお願いします。

議 長

4 番、八代・松高、お願いします。

推進委員

八代・松高地域担当の宮本です。4 番から 9 番まで続けて説明を致します。

2 4 日に、萩本委員さんと現地確認を致しました。

4 番について説明を致します。

譲渡人は〇〇〇さん、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇〇の理事長です。現在のグラウンドでは手狭で、〇〇事業に支障があるため、敷地を拡張したいということで、今回、相談がまとまりまして、申請となりました。

近隣住民のための避難場所としても、提供をされるそうです。用途地域ですので、あります。

5 番について説明致します。

場所は、八代中学校野球場グラウンドから〇へ△△△メートルのところ

です。譲渡人は〇〇〇〇さん、譲渡人は〇〇〇〇さん、現在、一家で暮らしておられて、子供たちの成長とともに手狭になったため、将来のことを考え、申請地を購入して住宅を建設となります。用途地域でもあります。

6 番について説明を致します。

場所は、八代中学野球場のグラウンドから〇へ△△メートルのところ

です。譲渡人は〇〇〇さん、譲渡人は〇〇〇〇さん、現在、貸家住まいで子供の成長と共に手狭になったため、申請地を購入して住宅の建設となります。用途地域でもあります。

そして、14番は長田町、新八代駅前〇〇〇〇北側となります。ここに譲受人の方が、建売住宅12棟を造られる、ということでありました。

続きまして15番、井上町、新八代駅〇〇△△△メートル、八代市太田郷出張所北側、八代幹線用水の隣になります。ここを譲受人の方が、建売住宅5棟を造りたいということでした。

何ら問題はないと思います。御審議方よろしく申し上げます。

議 長

16番、植柳・麦島、お願いします。

推進委員

植柳・麦島担当の吉田です。16番について説明致します。

1月28日、農業委員中村さんと現地調査を行いました。申請地は植柳新町、南部幹線より〇へ△△メートル、ここに個人住宅を建設したいとのことです。何ら問題はないかと思いますが、審議方、よろしくお願い致します。

議 長

17、二見、お願いします。

推進委員

二見地区担当の瀬本です。17番について説明します。

この件について、1月26日、農業委員の平野さんと、現地確認と調査を行いました。譲渡人、〇〇〇〇さんの土地は、二見、〇〇〇〇の南側グラウンド横にあります。譲受人、〇〇〇〇〇は、平成6年から物置や果樹の植樹用地として、賃貸されておられましたが、このたび話がまとまり、取得されるものです。

隣接する農地との間は、交錯する路があり、農地及び農作物に対する影響はないと思われま

すが、したがって、この件について担当員として何ら問題がないと思われま

議 長

18番、千丁、お願いします。

推進委員

千丁担当の山口です。18番、19番は同じ敷地内にありますので、続けて話します。

1月25日、農業委員の深田さん外3名で、現地を確認しました。申請人は、妻と子供の3人暮らしであり、現在、住まいが手狭になり、土地を買って新築を考えており、何も問題はないと思います。

また、19番は同じ敷地にあり、残りの土地を〇〇〇〇が買い取り、建売住宅を建てたいということですので、何も問題はありませんので、よろしくお願い致します。

議 長	20番、東陽、お願いします。
推進委員	<p>東陽校区の黒田です。申請番号20番について、説明します。</p> <p>この件につきまして、先月28日に中野委員さんと現地確認を行いました。譲受人は、ショウガを中心に経営の規模拡大を図られておられ、資材、機材も多くなり、自宅敷地を拡張したいということでした。何ら問題はないと思いますが、御審議方よろしくお願いします。</p>
議 長	21番、泉、お願いします。
推進委員	<p>泉担当の松田です。21番につきましては、24日に寺田委員さんと一緒に、現地を確認してまいりました。現在、平成元年より〇〇〇〇〇の方が、この土地を借りて資材置場と倉庫を建てられておられます。この後も、続けてこの土地を取得したいということで、農地法の許可を得ていなかったということで申請が上がってきました。何ら問題はないかと思しますので、御審議よろしくお願いします。</p>
議 長	<p>以上の案件につきまして、皆さんから何か質問はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>では、異議がなければ挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>
議 長	<p>挙手全員ということで認めることといたします。よって、申請を許可致します。</p> <p>議案第59号、農地利用集積計画について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第59号、農業経営基盤強化促進法第19条、農用地利用集積計画の公告を議案書9ページから45ページの通り、付議致します。</p> <p>今月は、賃借権設定が68件、面積は37万9,739平方メートル、所有権移転が6件、面積は2万4,746平方メートルです。これら申請のあった案件につきましては、農用地等の効率的利用や農作業の常時従事など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているもの、と判断されます。</p> <p>なお、この基盤法による農用地の売買では、農地中間管理機構へ譲渡した場合など、譲渡所得の特別控除を受けられる優遇措置が取れますので、農地として売買の相談が</p>

あった場合は、事務局にお尋ねいただきますようお願いいたします。

来月2月の熊本県農業公社との農地の所有権移転は、2月10日水曜日を予定しています。現時点で関係する地区は、郡築七番町、三江湖町、鏡町北新地の予定です。地区の担当委員さんへは、農業公社との調整ができ次第、日程を連絡しますので、よろしくお願い致します。

以上です。

議長

ただ今、事務局から説明がありましたが、皆さん、何か質問はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

質問がなければ、これは農用地利用集積計画でございますので、原案どおり決定することと致します。

議案第60号、農地中間管理機構等による農用地利用集積計画について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第60号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地中間管理権の取得を、議案書46ページから48ページのとおり、付議致します。

今月の農地中間管理権の取得は、賃借権設定が4件で、面積は1万1,284平方メートル、使用貸借権設定が2件で、面積は1万5,963平方メートル、合計面積は2万7,247平方メートルです。これら申請のあった案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件に該当する、と判断されます。

議案第60号の説明は以上です。

議長

ただいま事務局から説明がありましたが、皆さん、何か質問はありませんか。

(質問、意見なし)

質問がなければ、これは農地中間管理機構等による農用地利用集積計画でございますので、原案どおり決定することと致します。

本日本日の議案は、全て終了しました。

今月は、農地法第5条許可書の返戻願、農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知がありましたので、報告します。

最後に、私の挨拶の冒頭で申し上げました、〇〇〇〇委員の逝去に伴う補充につい

て、事務局より説明をお願い致します。

事務局

事務局から説明致しますが、着座で御説明致します。

八代市農業委員会の農地利用最適化推進委員の推薦及び募集に関する規則第9条、推進委員の補充では、農業委員会は1つの区域の推進委員の全員が欠員となった場合は、この規則に定める手続に基づき、速やかに推進委員の補充に努めなければならないとなっております。ただし、欠けた推進委員の残任期間が概ね六月未満であるときは、補充を行わないものとするを明記してございます。

〇〇〇〇委員がお亡くなりになられたのが、1月ですので、在任期間が6か月と20日程度となる関係から、規則の概ね六月未満に該当し、補充を行わないことと致します。

議長

ただいま事務局から説明がありましたが、皆さん、よろしいでしょうか。

(異議なし)

議長

異議がなければ、補充を行わないことと致します。

これをもちまして、1月の八代市農業委員会を閉会致します。
皆様、お疲れさまでした。

八代市農業委員会会議規則第19条第1項の規定により署名する。

令和3年1月29日

八代市農業委員会 会長 _____

八代市農業委員会 委員 _____

八代市農業委員会 委員 _____